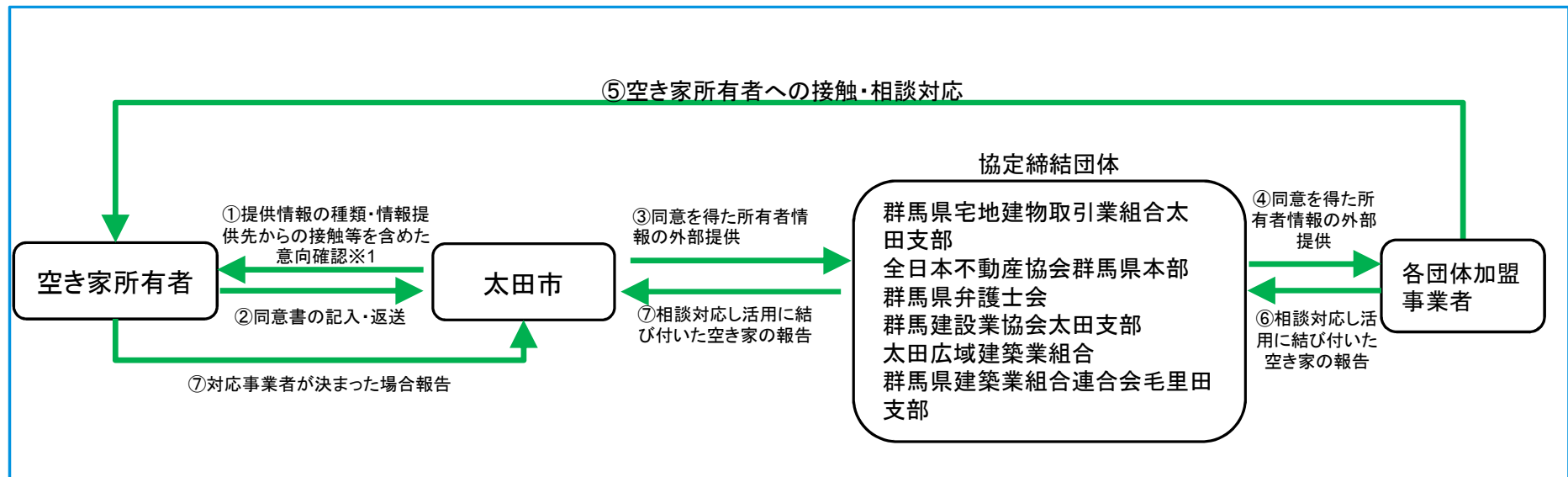


# 空き家所有者情報提供による 空き家利活用を促進する

・空き家を解体したい、売却したいと考えている所有者、相続の問題を解決したいと悩んでいる空き家の相続人などの情報を所有者や相続人の同意を得て、「空き家対策に関する協定締結団体」に情報提供することにより専門的な見地から協定団体が具体的な活用方策を検討し、空き家の利活用を図る。

# 所有者情報の外部提供の流れ



※ 平成28年度より、主に助言通知の送付対象を中心に上記スキームによる空き家所有者の外部提供を実施

※1 同意しない所有者に対しても希望があれば、各団体の空き家相談事業者リスト(市が各団体に依頼し募集・取りまとめたもの)を提供